

那霸市公報

号外第 6 5 2 号
毎月 2 回 1 , 1 5 日発行
発 行 所
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市総務部総務課

目 次

監 査 委 員 公 表

- 平成 1 6 年度定期監査（後期）の結果について（公表）…………… 957

監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 7 号

平 成 1 7 年 3 月 1 0 日

那覇市監査委員	瑞慶山	治
同	池原	應子
同	當真	嗣州
同	高良	幸勇

平成 1 6 年度定期監査（後期）の結果について（公表）

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき、都市計画部、建設管理部の定期監査を行ったので、同法同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表します。

都 市 計 画 部
定期監査報告書

- 第 1 監査の対象 都市計画部
都市計画課、建築指導課、都市再開発課、新都心開発課、契約検査室、
区画整理課、真嘉比古島区画整理事務所、小禄南区画整理事務所
- 第 2 監査の期間 平成 1 6 年 1 1 月 2 6 日から平成 1 7 年 2 月 2 3 日まで
- 第 3 監査の方法 監査は、平成 1 6 年度 (平成 1 6 年 1 1 月 3 0 日現在) における予算の執行状況
及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、
関係各課等から説明を聴取し、これらの財務に関する事務の執行及び経営に係る
事業の管理が、法令に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主
眼として実施した。
- 第 4 監査の結果 次のとおり

○ 都 市 計 画 課

1 職員の配置状況

都市計画課の職員配置状況は、次のとおりである。

(単位 : 人)

職 名 区 分	課長	主幹	技幹	主査	技査	主任 主事	主任 技師	主事	技師	合計	定数
課 長 等	1	3	7							1 1	1 1
都 市 計 画 課			(1)	2	6	1	4		1	1 4	1 4
都 市 デ ザ イ ン 室			(1)		4					4	4
港 湾 調 整 室			(1)		1					1	1
那 覇 港 管 理 組 合 派 遣		(2)	(2)	5	2	2	3	1		1 3	1 3
県都市整備・モノレール課派遣			(1)	1		1	1			3	3
泊 ふ 頭 開 発 (株) 派 遣		(1)									
沖縄都市モノレール(株)派遣			(1)	1	1					2	2
計	1	3	7	9	1 4	4	8	1	1	4 8	4 8

定数外職員は、非常勤職員 3 4 人 (都市計画審議会委員 1 6 人、景観審議会委員 1 3 人、デザインアドバイザー 5 人) と臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

都市計画課は、都市計画、都市交通対策、モノレール対策、基地の跡地利用の基本計画、国土利用計画法に基づく調査、報告等、都市デザイン、那覇港管理組合、泊ふ頭開発株式会社、部所管事務の政策課題、部内の予算、決算、議案等文書の取りまとめ、部内の連絡調整、部内の他課に属しないことに関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(単位 : 円、 %)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
13 使用料及び手数料	2 手数料	7 土木手数料	198,000	141,800	141,800	0	100
14 国庫支出金	2 国庫補助金	7 土木費国庫補助金	4,600,000	4,600,000	0	4,600,000	0
15 県支出金	2 県補助金	7 土木費県補助金	8,597,000	0	0	0	0
	3 委託金	7 土木費委託金	120,000	0	0	0	0
16 財産収入	2 財産売払収入	2 物品売払収入	324,000	210,200	210,200	0	100
20 諸収入	3 貸付金元利収入	4 沖縄都市モノレール(株)貸付金元利収入	211,686,000	166,014,539	83,107,839	82,906,700	50.1
		5 バス事業活性化資金貸付金償還金	0	880,913,000	0	880,913,000	0
	5 雑入	4 雑入	156,641,000	45,565	45,565	0	100
合 計			382,166,000	1,051,925,104	83,505,404	968,419,700	7.9

調定事務について

第 1 3 款使用料及び手数料 (都市計画手数料)、第 1 4 款国庫支出金 (都市計画費補助金)、第 1 6 款財産収入 (物品売払収入)、第 2 0 款諸収入 (沖縄都市モノレール(株)貸付金元利収入、バス事業活性化資金貸付金償還金、土木費雑入) について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(単位 : 円、 %)

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
8 土木費	4 港湾費	1 港湾費	718,797,000	656,053,677	375,587,677	62,743,323	91.3
	5 都市計画費	1 都市計画総務費	80,016,000	42,310,389	17,386,544	37,705,611	52.9
合 計			798,813,000	698,364,066	392,974,221	100,448,934	87.4

ア 負担金、補助金について

負担金の支出は、那覇港管理組合負担金、沖縄県都市計画協会の団体負担金、都市交通計画全国会議開催市負担金等である。

補助金の支出は、景観地区への助成のための建設補助金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、港湾都市協議会総会行政視察参加負担金、那覇市都市計画審議会委員報酬、那覇市都市景観審議会委員報酬及び費用弁償、全国地区計画推進協議会負担金、歴史的景観都市協議会負担金、都市交通計画全国会議開催市負担金等である。

概算払による支払いは、港湾都市協議会総会、港湾整備振興全国大会及び港湾海岸防災協議会、日本都市計画学会賞授賞式、都市モノレール等計画自治体協議会総会研究会、法 53・56 条事例調査及び全国オムニバスサミット出席及びコミュニティバス視察、土地分類調査に伴う先進都市視察研修、コミュニティバス先進都市視察等への出席旅費等である。

これらについて、予算執行何書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、那覇交通㈱に対する再生債権申立て事件の弁護士委任、開南線道路予備設計業務、楚辺線・古波蔵上線道路予備設計業務、那覇市土地分類調査業務、那覇市コミュニティバス導入実証実験業務等の委託契約である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、タクシー使用料、カラーコピー使用料、プロッター賃借料等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地及び建物について

首里金城村屋（土地 201.00 m²、建物 72.90 m²）の管理状況及び公有財産台帳の副本等を審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 株券について

沖縄都市モノレール株式会社（価格 25 億円）、泊ふ頭開発株式会社（価格 6 億円）の株券の副本の管理状況及び公有財産台帳の副本等を審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(3) 債権について

都市モノレール整備資金貸付金（貸付現在高 84 億 5,050 万円）、バス事業活性化資金貸付金（貸付現在高 12 億 3,131 万 6,000 円）の契約書の管理状況及び公有財産台帳の副本等を審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(4) 工作物について

バス停留所上屋 3 件（取得額 599 万 9,500 円）、バーゴラ 1 件（取得額 86 万 1,000 円）の管理状況（抽出）及び公有財産台帳の副本等を審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(5) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 17 年 1 月 13 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

○ 建 築 指 導 課

1 職員の配置状況

建築指導課の職員配置状況は、次のとおりである。

(単位：人)

職 名 区 分	課 長	技 幹	技 査	主任 技師	技師	合 計	定 数
課 長 等	1	2				3	3
建 築 指 導 課		(2)	4	7	7	18	18
計	1	2	4	7	7	21	21

2 主な所掌事務

建築指導課は、建築基準法に基づく建築確認及び建築許可、建築相談及び指導、違反建築物、融資住宅、開発許可申請、道路位置指定、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく分別解体等、優良宅地及び優良住宅の認定に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めたが、「6 留意事項」で述べたことについては留意されたい。

なお、歳入、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(単位：円、%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
13 使用料 及び手数料	2 手数料	7 土木手数料	28,006,000	17,694,100	17,694,100	0	100
15 県支出 金	2 県補助金	7 土木費県補助金	74,000	0	0	0	0
	3 委託金	7 土木費委託金	54,000	54,000	54,000	0	100
20 諸収入	4 受託事業 収入	2 土木費受託 事業収入	2,804,000	855,372	855,372	0	100
	5 雑入	4 雑入	1,000	34,218,625	0	34,218,625	0
合 計			30,939,000	52,822,097	18,603,472	34,218,625	35.2

調定事務について

第 13 款使用料及び手数料（土木管理手数料）、第 15 款県支出金（土木管理費委託金）、第 20 款諸収入（土木管理費受託事業収入、土木費雑入）について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(単位 : 円、 %)

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
8 土木費	1 土木管理費	1 土木総務費	3,408,000	1,895,357	1,895,357	1,512,643	55.6
		2 建築指導費	4,563,000	3,705,006	3,101,256	857,994	81.2
合 計			7,971,000	5,600,363	4,996,613	2,370,637	70.3

ア 負担金について

負担金の支出は、全国建築審査会長会議、全国建築基準法施行都市連絡会議等への出席負担金、全国建築審査会協議会、建築確認支援システム運用協議会、日本建築行政会議等への団体負担金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡の取扱について

資金前渡による支払いは、建築審査会委員への報酬及び費用弁償、九州ブロック建築審査会長会議及び建築基準法主務課長会議、全国建築審査会長会議、全国建築基準法施行都市連絡会議、九州ブロック建築行政連絡会議等への出席旅費、全国建築審査会長会議、全国建築基準法施行都市連絡会議等への出席負担金である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、「建築確認支援システム」に関するシステム機器装置の賃貸借、タクシー使用料、コピー使用料の契約である。

(2) 修繕料の契約について

修繕料は、自動二輪車・自動車の修繕等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 17 年 1 月 14 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 留意事項

行政代執行費用徴収金(滞納繰越)の未収金について

本件に関しては、昭和 63 年 10 月の一斉パトロール中に違反建築物を摘発、平成 5 年 2 月に行政代執行開始、7 月に終了し、10 月に代執行費用納付命令書、その後督促状交付、平成 6 年～平成 11 年にかけて牧志、久茂地の土地、建物を差押えるが、本物件に対して甲債権者(債権順位 5 番)が競売の手続を地方裁判所に申し立てた。しかし、裁判所は、最低売却価格が手続き費用及び差押債権者に優先する債権金を弁済して余剰を生じる見込がないということで甲債権者に手続き取り消しを通知している。

その後、更に平成 16 年 5 月に、他の乙債権者(債権順位 2, 3, 4, 5 番)により不動産競売の申し立てがあり、那覇地方裁判所に受理され手続き中であるが、現在の状況としては競売への進展がない。

このような状況の下ではあるが、債務者の資産のうち上野村の土地を本市の納税課と本件の債権で

差押えをしており債権を確保できる状況であるので、その資産の評価額等を調査して債権回収の見込を検討することも含めて、今後も、他の債権者等からの情報や動向を把握するなど、引き続き対応策を検討されたい。

○ 都 市 再 開 発 課

1 職員の配置状況

都市再開発課の職員の配置状況は、次のとおりである。

(単位 : 人)

区分 \ 職 名	課 長	主 査	技 査	技 師	計	定 数
課 長 等	1				1	1
都市再開発課		1	5	1	7	7
計	1	1	5	1	8	8

2 主な所掌事務について

都市再開発課においては、市街地再開発事業としてモノレール旭橋駅周辺、牧志・安里地区、農連市場地区、ガーブ川周辺地区、栄町市場地区、牧志 1 丁目 3 番地地区再開発事業、及び都市再生モデル事業推進調査に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(単位 : 円、 %)

科 目			予算現額	調 定 額	収入済額	収 入 未済額	収入率
款	項	目					
1 国 庫 支出金	1 国 庫 補 助金	1 再開発事業 費国庫補助金	89,400,000	0	0	0	0
3 繰入金	1 一 般 会 計繰入金	1 一般会計繰入 金	28,220,000	2,150,000	0	2,150,000	0
4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	1,000	1,672,412	1,672,412	0	100
6 市 債	1 市債	2 都市再開発 事業債	67,000,000	0	0	0	0
小 計			184,621,000	3,822,412	1,672,412	2,150,000	43.8
繰 越 明 許 費							
1 国 庫 支出金	1 国庫補助 金	1 再開発事業 費国庫補助金	13,150,000	13,150,000	13,150,000	0	100
4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	13,150,000	13,150,000	13,150,000	0	100
小 計			26,300,000	26,300,000	26,300,000	0	100
合 計			210,921,000	30,122,412	27,972,412	2,150,000	92.9

第 1 款国庫支出金（再開発事業国庫一般会計補助対象分）、第 3 款繰入金（一般会計繰入金）、第 4 款繰越金（繰越金）、第 6 款市債（都市再開発事業債）、及び前年度からの事業の繰越に伴う繰越明許費について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(単位：円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行 為	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
2 都市再開 発事業費	1 都市再開 発事業費	2 都市再開 発事業費	184,460,000	1,596,801	1,534,977	182,863,199	0.9
3 公債費	1 公債費	2 利子	161,000	76,896	76,896	84,104	47.8
小 計			184,621,000	1,673,697	1,611,873	182,947,303	0.9
繰 越 明 許 費							
2 都市再開 発事業費	1 都市再開 発事業費	2 都市再開 発事業費	26,300,000	26,300,000	26,300,000	0	100
合 計			210,921,000	27,973,697	27,911,873	182,947,303	13.3

ア 負担金・補助金について

負担金の支出は、都市再開発促進協議会負担金、全国市街地再開発協会負担金、建設技術講習会負担金、モノレール旭橋駅周辺市街地再開発事業の負担金で、補助金の支出は、牧志・安里地区再開発促進協議会、農連市場地区再開発促進協議会、ガーブ川周辺再開発事業、栄町市場市街地再開発事業、モノレール旭橋駅周辺市街地再開発事業(平成 1 5 年度繰越明許含む)、牧志 1 丁目 3 番地再開発事業の補助金である。

これらについて審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡について

資金前渡による支払いは、普通旅費、講習会負担金である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

工事・設計委託について

牧志・安里地区事業化推進計画書作成業務である。

使用料・賃借料について

タクシー、TV 受信料、複写機、(カラー・黒)、会議場使用料である。

需要費（修繕料）の契約について

消耗品、写真代等である。

これについて、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成 1 7 年 1 月 1 3 日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

○ 新 都 心 開 発 課

1 職員の配置状況

新都心開発課の職員の配置状況は、次のとおりである。

(単位 : 人)

職 名 区分	課 長	主 査	技 査	主任技師	技 師	計	定 数
課 長 等	1					1	1
新都心開発課		1	4	1	1	7	7
計	1	1	4	1	1	8	8

派遣職員3人、(技査2人都市再生機構、技師1人那覇新都心(株))

2 主な所掌事務について

新都心開発課においては、新都心開発整備、新都心地区の総合的な土地利用及びまちづくりに関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入及び歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(単位 : 円、%)

科 目			予算現額	調 定 額	収入済額	収 入 未済額	収入率
款	項	目					
14国庫支出金	2 国庫補助金	7 土木費国庫補助金	19,000,000	0	0	0	0
15県支出金	2 県補助金	7 土木費県補助金	1,800,000	0	0	0	0
20諸収入	4 受託事業収入	2 土木費受託事業収入	11,993,000	0	0	0	0
小 計			32,793,000	0	0	0	0
繰 越 明 許 費							
14国庫支出金	2 国庫補助金	7 土木費国庫補助金	9,176,000	9,176,00	0	9,176,00	0
合 計			41,969,000	9,176,00	0	9,176,00	0

調定事務について

第14国庫支出金、第15款県支出金、第20款諸収入、及び前年度からの事業の繰越に伴う繰越明許費について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(単位 : 円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行 為	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
8 土木費	5 都市計画費	1 都市計画総務費	55,390,000	10,822,663	8,029,813	44,567,337	19.5
繰 越 明 許 費							
8 土木費	5 都市計画費	1 都市計画総務費	18,022,000	18,022,000	2,315,000	0	100
合 計			73,412,000	28,844,663	10,344,813	44,567,337	39.3

ア 補助金について (都市計画総務費)

都市再生総合整備事業 (1 6 年度)、都市再生総合整備事業、 (1 5 年度繰越) 補助金である。
これらについて予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

使用料及び賃借料の契約状況について

使用料及び賃借料の契約状況については、パソコン、ファクス等である。

これらについて、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成 1 7 年 1 月 1 4 日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

○ 契約検査室

1 職員の配置状況

契約検査室の職員配置状況は、次のとおりである。

(単位 : 人)

職 名 区 分	室 長	主 幹	技 幹	主 査	技 査	主 任 事 主	合 計	定 数
課 長 等	1	1	4				6	6
契 約 検 査 室		(1)	(4)	1	2	4	7	7
計	1	1	4	1	2	4	1 3	1 3

定数外職員は、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

契約検査室は、建物及び施設工事並びに土木工事の検査、歩掛及び工事仕様書の調整、設計積算の標準化、建設工事競争入札参加資格審査委員会、建設工事指名業者選定委員会、工事請負及び調査、測量、設計委託等の入札及び契約、工事の設計及び施工における技術の蓄積及び向上に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳出の予算執行状況について、支出負担行為書、所属別歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 出

(単位 : 円、 %)

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
8 土木費	1 土木管理費	1 土木総務費	11,651,000	4,990,031	3,692,385	6,660,969	42.8
合 計			11,651,000	4,990,031	3,692,385	6,660,969	42.8

ア 負担金について

負担金の支出は、NOMA行政管理講座、積算講習会、沖縄県公共事業契約業務連絡協議会等への出席負担金、土木学会への団体負担金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、NOMA行政管理講座等への出席負担金、沖縄県公共工事契約業務連絡協議会への年会費負担金である。

概算払による支払いは、NOMA行政管理講座、九州契約事務主管課長会議、先進地視察、九州地方公共工事契約業務連絡協議会実務担当者会議への出席旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約については、工事契約システム保守管理業務、プリンター機器保守管理業務、パソコン機器保守管理業務の委託契約である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料については、OA機器、パソコン機器の賃貸借等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成17年1月17日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

。 区 画 整 理 課

1 職員の配置状況

区画整理課の職員の配置状況は、次のとおりである。

(単位:人)

職名 区分	課 長	技 査	主 査	主 任 主 事	技 師	計	定 数
課 長 等	1					1	1
区 画 整 理 課		3	2	4	1	10	10
計	1	3	2	4	1	11	11

2 主な所掌事務

区画整理課においては、土地区画整理事業の事業計画及び実施計画、区画整理事業特別会計の予算、決算及び経理、土地区画整理事業の清算、換地計画、建築指導及び建築行為等の許可、移転補償、工事及び公共施設の管理引継ぎ、町界・町名及び地番、住居表示、市の区域に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等を審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

一般会計

(1) 歳 入

(単位：円、%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
16財産収入	2財産売却収入	2物品売却収入	12,000	14,700	14,700	0	100
21市債	1市債	7土木債	1,219,900,000	0	0	0	0
小 計			1,219,912,000	14,700	14,700	0	100
繰越明許費							
21市債	1市債	7土木債	130,400,000	23,700,000	23,700,000	0	100
合 計			1,350,312,000	23,714,700	23,714,700	0	100

調定事務について

第 1 6 款財産収入、第 2 1 款市債、及び前年度からの事業の繰越に伴う繰越明許費について、収入調定同、納付書兼調定票等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(単位：円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行 為	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
8土木費	5都市計画費	7住居表示費	12,000	10,000	10,000	2,000	83.3
合 計			12,000	10,000	10,000	2,000	83.3

ア 負担金について

負担金の支出は、沖縄県住居表示事務連絡協議会への団体負担金及び出席負担金である。

これについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡の取扱について

資金前渡による支払いは、第24回住居表示担当国会議・沖縄県住居表示事務連絡協議会の負担金である。

これについて予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

土地区画整理事業特別会計

(1) 歳 入

(単位：円、%)

科 目			予算現額	調 定 額	不 納 欠 損 額	収入済額	収 入 未 済 額	収入率
款	項	目						
1 使用 料 及 び 手 数 料	1 寄宮地区手数料	1 土地区画 整理事業 手数料	1,000	0	0	0	0	0
	3 小禄金城手数料	1 土地画整 理事業手 数料	1,000	0	0	0	0	0
	5 真嘉比古島 第一地区手 数料	1 土地区画 整理事業 手数料	1,000	0	0	0	0	0
	6 壺川手数料	1 土地区画 整理事業 手数料	1,000	0	0	0	0	0

2 国庫支出金	4 真嘉比古島 第二国庫補 助金	1 土地区画 整理事業 費補助金	1,886,000,000	1,806,000,000	0	0	1,806,000,000	0
3 財産収入	1 壺川財産運 用収入	1 基金運用 収入	67,000	0	0	0	0	0
	2 真嘉比古島 第一地区財 産運用収入	3 基金運用 収入	11,000	0	0	0	0	0
	4 小禄南財産 運用収入	1 基金運用 収入	97,000	0	0	0	0	0
	5 真嘉比古島 第二財産運 用収入	1 基金運用 収入	120,000	0	0	0	0	0
4 繰入金	1 総務管理繰 入金	1 一般会計 繰入金	53,551,000	26,774,000	0	26,774,000	0	100
	3 真嘉比古島 第一地区繰 入金	1 一般会計 繰入金	7,175,000	3,586,000	0	3,586,000	0	100
	6 真嘉比古島 第二繰入金	1 一般会計 繰入金	1,738,850,000	866,082,000	0	866,082,000	0	100
	8 小禄南繰入 金	1 一般会計 繰入金	67,136,000	33,568,000	0	33,568,000	0	100
	9 基金繰入金	1 壺川基金 繰入金	16,051,000	0	0	0	0	0
		2 小禄南基 金繰入金	80,299,000	0	0	0	0	0
		3 小禄金城 基金繰入 金	1,000	0	0	0	0	0
		4 真嘉比古 島第一地 区基金繰 入金	1,627,000	0	0	0	0	0
		5 真嘉比古 島第二基 金繰入金	1,000	0	0	0	0	0
5 繰越金	1 総務管理繰 越金	1 繰越金	1,409,000	1,409,816	0	1,409,816	0	100
	3 真嘉比古島 第一地区繰 越金	1 繰越金	1,828,000	1,828,595	0	1,828,595	0	100
	4 壺川繰越金	1 繰越金	5,549,000	5,549,937	0	5,549,937	0	100
	5 小禄金城繰 越金	1 繰越金	22,000	22,880	0	22,880	0	100
	6 寄宮地区繰 越金	1 繰越金	1,000	0	0	0	0	0

	7 小禄南繰越金	1 繰越金	37,722,000	37,722,023	0	37,722,023	0	100
	8 真嘉比古島第二繰越金	1 繰越金	26,319,000	26,319,021	0	26,319,021	0	100
	9 仲井真繰越金	1 繰越金	336,000	336,143	0	336,143	0	100
6 諸収入	1 寄宮地区延滞金、加算金及び過料	1 延滞金	1,000	0	0	0	0	0
	4 総務管理雑入	1 雑入	1,000	17,619	0	17,619	0	100
	8 真嘉比古島第二雑入	1 雑入	1,000	258,266	0	258,266	0	100
	9 小禄南雑入	1 雑入	1,000	0	0	0	0	0
	11 小禄金城延滞金、加算金及び過料	1 延滞金	1,000	0	0	0	0	0
	12 真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料	1 延滞金	1,000	0	0	0	0	0
	13 壺川延滞金、加算金及び過料	1 延滞金	1,000	0	0	0	0	0
7 保留地処分金	3 小禄南保留地処分金	1 保留地処分金	24,503,000	105,170,130	0	76,865,130	28,305,000	73.1
	4 真嘉比古島第二保留地処分金	1 保留地処分金	100,000,000	62,391,000	0	62,391,000	0	100
8 清算徴収金	1 寄宮地区清算徴収金	1 清算徴収金	1,000	1,738,177	0	0	1,738,177	0
	3 小禄金城清算徴収金	1 清算徴収金	1,000	3,178,783	0	0	3,178,783	0
	5 真嘉比古島第一地区清算徴収金	1 清算徴収金	10,692,000	52,152,788	0	8,096,106	44,056,682	15.5
	6 壺川清算徴収金	1 清算徴収金	20,561,000	18,556,740	0	9,040,442	9,516,298	48.7

9 分担金及び負担金	4 真嘉比古島 第二負担金	1 負担金	20,000,000	0	0	0	0	0
11 県支出金	1 県委託金	1 総務管理 事務取扱 交付金	48,000	0	0	0	0	0
		3 真嘉比古 島第二事 務取扱交 付金	400,000	0	0	0	0	0
		4 小禄南事 務取扱交 付金	238,000	0	0	0	0	0
	2 県補助金	1 県市町村 磁気探査 支援事業 費補助金	1,034,000	0	0	0	0	0
小 計			4,101,661,000	3,052,661,918	0	1,159,866,978	1,892,794,940	38.0
繰 越 明 許 費								
2 国庫支出金	4 真嘉比古島 第二国庫補 助金	1 土地区画 整理事業 費補助金	367,514,519	367,514,519	0	278,747,888	88,766,631	75.8
4 繰入金	6 真嘉比古島 第二繰入金	1 一般会計 繰入金	130,400,000	0	0	0	0	0
5 繰越金	7 小禄南繰越 金	1 繰越金	14,700,000	14,700,000	0	14,700,000	0	100
	8 真嘉比古島 第二繰越金	1 繰越金	83,615,171	83,615,171	0	83,615,171	0	100
小 計			596,229,690	465,829,690	0	377,063,059	88,766,631	80.9
合 計			4,697,890,690	3,518,491,608	0	1,536,930,037	1,981,561,571	43.7

ア 調定事務について

第 1 款使用料及び手数料、第 2 款国庫支出金、第 3 款財産収入、第 4 款繰入金、第 5 款繰越金、第 6 款諸収入、第 7 款保留地処分金、第 8 款清算徴収金、第 9 款分担金及び負担金、第 11 款県支出金、及び前年度からの事業の繰越に伴う繰越明許費について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 収納事務について

第 8 款清算徴収金の収納事務について、収入調定伺、歳入予算収入明細等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(単位 : 円、 %)

科 目			予算現額	支出負担 行 為	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
1 土 地 区 画 整 理 総 務 費	1 総務管理費	1 一般管理費	54,810,000	34,787,488	32,346,611	20,022,512	63.5
2 土 地 区 画 整 理 事 業 費	1 真嘉比古島 第一地区土 地区画整理 費	1 管理費	7,175,000	4,604,303	4,492,592	2,570,697	64.2
	2 壺川土地区 画整理費	1 管理費	16,048,000	9,519,634	9,297,219	6,528,366	59.3
		2 事業費	3,000	0	0	3,000	0
	3 小禄金城土 地区画整理 費	2 事業費	1,000	0	0	1,000	0
	4 真嘉比古島 第二土地区 画整理費	1 管理費	264,927,000	168,764,575	164,857,502	96,162,425	63.7
	5 小禄南土地区 画整理費	1 管理費	67,136,000	44,185,783	43,296,481	22,950,217	65.8
	6 区画整理事業 新規地区 調査	1 管理費	335,000	335,000	0	0	100
3 清算費	1 寄宮地区清算 費	1 管理費	2,000	0	0	2,000	0
		2 清算交付金	2,000	0	0	2,000	0
	3 小禄金城清算 費	1 管理費	3,000	0	0	3,000	0
	4 真嘉比古島 第一地区清算 費	1 管理費	32,000	0	0	32,000	0
		2 清算交付金	10,662,000	0	0	10,662,000	0
	5 壺川清算費	1 管理費	138,000	0	0	138,000	0
		2 清算交付金	20,425,000	2,342	2,342	20,422,658	0
5 基金積 立金	1 壺川基金積 立金	1 基金積立金	5,616,000	0	0	5,616,000	0
	2 小禄南基金 積立金	1 基金積立金	36,235,000	0	0	36,235,000	0
	3 小禄金城基 金積立金	1 基金積立金	22,000	0	0	22,000	0
	4 真嘉比古島 第一地区基 金積立金	1 基金積立金	1,678,000	0	0	1,678,000	0

	5 真嘉比古島 第二基金積 立金	1 基金積立金	20,783,000	0	0	20,783,000	0
6 予備費	1 予 備 費	1 予 備 費	200,000	0	0	200,000	0
合 計			506,233,000	262,199,125	254,292,747	244,033,875	51.8

ア 負担金について

負担金の支出は、日本土地区画整理協会・沖縄県土地区画整理研究会への団体負担金である。
これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、沖縄県土地区画整理研究会団体負担金、那覇市広域都市計画事業壺川土地区画整理事業精算交付金への出席負担金である。

契約事務の状況

(1)修繕料の委託契約について

修繕料の委託契約については、車検整備、備品修繕（パソコン）の業務委託である。

(2)賃借料の契約について

賃借料の契約については、OA機器賃貸借契約である。

これらについて、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理

(1)物品について

物品の出納及び保管について、平成17年1月17日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2)基金について

基金の運用について、壺川土地区画整理事業基金 5,199万3,000円、小禄金城土地区画整理事業基金 50万7,000円、小禄南土地区画整理事業基金 1億7,646万7,000円、真嘉比古島第一地区土地区画整理事業基金 961万 3,000円、真嘉比古島第二土地区画整理事業基金 4,709万 7,000円の出納及び保管等を審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

○ 真嘉比古島区画整理事務所

1 職員の配置状況

真嘉比・古島区画整理事務所の職員配置状況は、次のとおりである。（単位：人）

職 名 区 分	所 長	技 幹	技 査	主 任 技 師	主任 主事	技 師	合 計	定 数
課 長 等	1	1					2	2
真嘉比古島区画整理事務所			7	13	11	1	32	32
合 計	1	1	7	13	11	1	34	34

定数外職員は、臨時職員1人である。

2 主な所掌事務

真嘉比・古島区画整理事務所においては、土地区画整理事業の事業計画及び実施計画、換地計画、建築指導及び建築行為等の許可、建物及び工作物・墳墓の移転補償、工事及び公共施設の管理引継、庶務に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳出の予算執行状況について、支出負担行為、所属別歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

歳入予算については、区画整理課において収入経理がされている。

なお、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(2) 歳 出

(単位 : 円、 %)

科 目			予 算 現 額	支 出 負 担 行 為 額	支 出 済 額	予 算 残 額	執行 率
款	項	目					
2 土 地 区 画 整 理 事 業 費	1 真嘉比古 島第一地区土地 区画整理費	1 管理費	488,000	161,000	0	327,000	33.0
		2 事業費	1,300,000	1,300,000	1,300,000	0	100
	4 真嘉比古 島第二地区土地 区画整理費	1 管理費	25,741,000	17,976,649	8,857,859	7,764,351	69.8
		2 事業費	3,461,274,000	1,479,522,560	985,450,050	1,981	42.7
小 計			3,488,803,000	1,498,960,209	995,607,909	1,989,842,791	43.0
繰 越 明 許 費							
2 土 地 区 画 整 理 事 業 費	4 真 嘉 比 古 島 第 二 地 区 土 地 区 画 整 理 費	2 事業費	581,529,690	554,762,040	466,995,600	26,767,650	95.4
小 計			581,529,690	554,762,040	466,995,600	26,767,650	95.4
合 計			4,070,332,690	2,053,722,249	1,462,603,509	2,016,610,441	50.5

ア 負担金について

負担金の支出は、第 3 2 回積算基準講習会、沖縄県土地区画整理担当者会議、土木事務積算基準説明会等への団体負担金及び出席負担金である。

なお、沖縄県土地区画整理担当者会議、土木事務積算基準説明会については、これからの事業執行予定である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、土地区画整理審議会委員報酬及び費用弁償、区画整理地区内での事故に対するための賠償責任保険料、第 3 2 回積算講習会への出席負担金等である。

概算払による支払いは、第 3 2 回積算講習会、補償・工事部会、換地部会への県内旅費である。

これらについて、予算執行何書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約については、真嘉比・古島第二事業費 (補助) 業務委託、真嘉比・古島第二事業費 (単独) 業務委託の磁気探査業務、調査測量及び土地の表示、不動産鑑定評価業務、登記申請業務、不法投棄物撤去処理業務、区画整理地内除草作業業務、事業計画及び実施計画変更業務委託事務、

仮安置所機械警備、し尿浄化槽維持管理業務、事務所塵芥処理に関する業務委託等である。

(2) 工事及び設計委託契約について

設計委託契約については、真嘉比・古島第二事業費設計工事、真嘉比・古島第二事業費新設改良工事、真嘉比・古島第二事業費維持補修工事、真嘉比・古島地内擁壁工事等である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料については、複写機賃借料、パソコン機器、公用自動車賃借料その他 6 件等の契約である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約については、仮設住宅雨漏り修繕に係る契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

建物 (真嘉比古島区画整理事務所 322 m²、繁多川仮安置所 334.15 m²、繁多川仮安置所遺骨安置場 25.92 m²、真嘉比古島仮安置所遺骨安置場 32.40 m²、真嘉比古島仮設住宅 984 m²、真嘉比古島区画整理事務所書庫 49.69 m²) の使用状況を公有財産台帳の副本等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 17 年 1 月 12 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

○ 小禄南区画整理事務所

1 職員の配置状況

小禄南区画整理事務所の職員の配置状況は、次のとおりである。

(単位 : 人)

職 名 区 分	所 長	技 査	主任技師	主任主事	計	定 数
課 長 等	1				1	1
小禄南区画整理事務所		2	3	2	7	6
計	1	2	3	2	8	7

主任主事 1 人、過員配置。

2 主な所掌事務

小禄南区画整理事務所においては、土地区画整理事業の事業計画及び実施計画、換地計画、建築指導及び建築行為等の許可、移転補償、工事及び公共施設の管理引継ぎに関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳出の予算執行状況について、支出負担行為書、所属別歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

歳 出 (土地区画整理事業特別会計)

(単位 : 円、 %)

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行 率
款	項	目					
2 土地区画 整理事業費	5 小禄南土 地区画整理 費	1 管理費	87,825,000	5,105,155	3,105,565	82,719,845	5.8
		2 事業費	18,800,000	18,383,820	1,163,820	416,180	97.8
小 計			106,625,000	23,488,975	4,269,385	83,136,025	22.0
繰 越 明 許							
2 土地区画 整理事業費	5 小禄南土 地区画整理 費	2 事業費	14,700,000	14,700,000	0	0	100
小 計			14,700,000	14,700,000	0	0	100
合 計			121,325,000	38,188,975	4,269,385	83,136,025	31.5

ア 負担金について

負担金の支出は、土地区画整理セミナーに伴う出席負担金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、土地区画整理審議会、土地区画整理事業評価委員会の非常勤職員報酬及び費用弁償等である。

概算払による支払いは、土地区画整理セミナーへの出張旅費である。

これらについて、予算執行何書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約については、小禄南除草業務、小禄南換地処分業務、小禄南不動産鑑定業務 (以上現年度分)、小禄南換地処分業務 (繰越分) である。

(2) 工事請負契約の状況

工事請負契約については、小禄南 5 7 街区支障コン塊貫通工事の契約である。

(3) 使用料及び賃借料の契約状況

使用料及び賃借料については、公用車賃借料、タクシー使用料等である。

(4) 修繕料の契約状況

修繕料については、備品等の修繕である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 1 7 年 1 月 1 7 日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

**建設管理部
定期監査報告書**

- 第 1 監査の対象 建設管理部
(都市施設管理センター) 管理企画室、道路管理室、下水道管理室、公園管理室、土木管理事務所、市営住宅室
道路建設課、下水道建設課、花とみどり課、建築工事課
- 第 2 監査の期間 平成 16 年 11 月 26 日から平成 17 年 2 月 23 日まで
- 第 3 監査の方法 監査は、平成 16 年度(平成 16 年 11 月 30 日現在)における予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、関係各課等から説明を聴取し、これらの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。
- 第 4 監査の結果 次のとおり

○ **管理企画室**

1 職員の配置状況

管理企画室の職員の配置状況は、次のとおりである。

(単位：人)

職 名 区 分	室長	主査	技査	主任主事	主任技師	計	定 数
室 長 等	1					1	1
管理企画室		1	1	4	1	7	7
計	1	1	1	4	1	8	8

2 主な所掌事務

都市施設の管理に係る企画、特殊地下壕対策事業、部所管事務の政策課題、部内の予算、決算、議案等文書の取りまとめ、部内の連絡調整、部内の他課に属しない事務等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳出予算の執行状況について、支出負担行為書、所属別歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

歳 出

(単位：円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
8 土木費	1 土木管 理費	1 土木総務費	271,000	106,948	86,697	164,052	39.5
合 計			271,000	106,948	86,697	164,052	39.5

これらについて、支出負担行為書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、NHK 放送受信料の契約である。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 17 年 1 月 13 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

○ 道 路 管 理 室

1 職員の配置状況

道路管理室の職員の配置状況は、次のとおりである。

（単位：人）

職 名 区 分	室長	主査	技査	主任主事	主任技師	計	定 数
室 長 等	1					1	1
道路管理室		2	5	3	6	16	16
計	1	2	5	3	6	17	17

2 主な所掌事務

道路の管理、道路占用許可、道路の路線認定、廃止及び変更、道路境界の協定、指示及び承認、道路の不法占用及び禁止行為の取り締まり、道路占用工事の監察、未買収道路用地補償、法定外公共物等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めたが、「6 留意事項」で述べたことについて留意されたい。

なお、歳入、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

（ 1 ） 歳 入

（単位：円、％）

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
13 使用料及び 手数料	1 使用料	7 土木使用 料	91,325,000	77,900,366	77,900,366	0	100.0
	2 手数料	7 土木手 数料	7,000	10,500	10,500	0	100.0
14 国庫支出金	2 国庫補助 金	7 土木費国 庫補助金	40,000,000	0	0	0	0
15 県支出金	2 県補助金	7 土木費県 補助金	109,521,000	109,521,000	109,521,000	0	100.0
17 寄附金	1 寄附金	8 土木費寄 附金	1,000	68,775	68,775	0	100.0
20 諸収入	5 雑入	4 雑入	1,136,000	852,000	852,000	0	100.0
21 市債	1 市債	7 土木債	210,000,000	0	0	0	0
合 計			451,990,000	188,352,641	188,352,641	0	100.0

調定事務について

第 1 3 款使用料及び手数料、第 1 5 款県支出金、第 1 7 款寄附金、第 2 0 款諸収入について、収入調定同等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(単位 : 円、 %)

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
8 土木費	2 道路橋りょう費	1 道路橋りょう 総務費	275,993,000	189,989,321	121,577,702	86,003,679	68.8
合 計			275,993,000	189,989,321	121,577,702	86,003,679	68.8

ア 負担金、補助金について

負担金の支出は、那覇空港自動車道建設促進期成会、(社) 日本道路協会、沖縄県道路利用者会議、沖縄国道協会、「道路ふれあい月刊」沖縄地方推進協議会等への団体負担金である。

イ 資金前渡、概算払の取扱について

概算払等の支払いは、未買収道路用地補償契約、平成 1 6 年度用地職員 (実務) 研修等の普通旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託の契約について

業務委託の契約は、松尾 5 号外対象路線つづれ地調査、安謝 7 号外対象路線つづれ地調査等の契約である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、土地賃貸借契約 (4 件)、コピー・タクシー使用料他 2 件の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 1 7 年 1 月 1 4 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 留意事項

国県補助金の早期確保について

国県補助事業の支出については補助金の受け入れを待たずに出来高分の支払いをしなければならない。その為、年末時の支出にあたり支払資金に余裕がなくなり、指定金融機関から多額の一時借入れにつながることになる。国県補助金の早期確保については、各事業課の請求額は小額でも、まとめると多額になり無駄な一時借入をなくすためにも市全体の予算執行として留意されたい。

(なお、国県補助金の早期確保については、道路建設課、花とみどり課及び建築工事課も共通内容の留意事項である。)

○ 下 水 道 管 理 室

1 職員の配置状況

下水道管理室の職員の配置状況は、次のとおりである。

(単位:人)

職 名 区 分	室長	主幹	技幹	主査	技査	主任 主事	主任 技師	技師	計	定数
室長等	1	1	1						3	3
下水道管理室		(1)	(1)	5	3	8	9	1	26	26
計	1	1	1	5	3	8	9	1	29	29

定数外職員は非常勤職 2 人である。

2 主な所掌事務

下水道事業特別会計の予算、決算及び経理、下水道使用料、排水設備工事、排水設備指定工事店及び責任技術者、放流する事業場の水質監理、供用開始、水洗便所改造等の補助及び資金貸付、下水道汚水施設の維持管理、災害復旧工事、下水道(雨水・汚水)の管理総括、接続の普及指導、下水道敷の占用許可、流域下水道量及び水質調査、施設管理上の調整及び指導、再生水施設の維持管理及び利用料金等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、納付書兼調定票、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入(一般会計)

(単位:円、%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
13 使用料及手数料	1 使用料	7 土木使用料	3,400,000	3,321,813	3,321,813	0	100.0
合 計			3,400,000	3,321,813	3,321,813	0	100.0

調定事務について

第 13 款使用料及び手数料について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出(一般会計)

(単位:円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
8 土木費	3 河川水路費	1 河川水路費	2,186,000	1,770,816	1,770,816	415,184	81.0
合 計			2,186,000	1,770,816	1,770,816	415,184	81.0

ア 負担金、補助金について

負担金等の支出は、平成 16 年度沖縄県治水協会負担金である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(3) 歳 入(下水道事業特別会計)

(単位 : 円、 %)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
1 使用料及 び手数料	1 使用料	1 下水道使 用料	3,392,640,000	1,790,856,630	1,455,927,262	334,929,368	81.3
	2 手数料	1 手数料	365,000	290,600	292,500	1,900	100.7
3 財産収入	1 財産運用収 入	1 基金運用 収入	34,000	1,180	1,180	0	100.0
	2 財産売払収 入	2 再生水売 払収入	28,485,000	12,151,361	11,997,575	153,786	98.7
4 繰入金	1 一般会計繰 入金	1 一般会計 繰入金	1,214,207,000	1,082,175,000	1,082,175,000	0	100.0
5 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	1,000	189,097,205	189,097,205	0	100.0
6 諸収入	1 雑入	1 雑入	4,008,000	6,121,794	6,127,854	6,060	100.1
7 市債	1 市債	1 下水道事 業債	779,600,000	0	0	0	0.0
小 計			5,419,340,000	3,080,693,770	2,745,618,576	335,075,194	89.1
繰 越 明 許 費							
5 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	20,536,500	20,536,500	20,536,500	0	100.0
7 市債	1 市債	1 下水道事 業債	184,600,000	0	0	0	0.0
小 計			205,136,500	20,536,500	20,536,500	0	100.0
合 計			5,624,476,500	3,101,230,270	2,766,155,076	335,075,194	89.2

調定事務について

第 1 款使用料及び手数料、第 3 款財産収入、第 4 款繰入金、第 5 款繰越金、第 6 款諸収入について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(4) 歳 出 (下水道事業特別会計)

(単位 : 円、 %)

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
1 下水道業 務費	1 下水道業 務費	1 一般管 理費	1,969,270,000	1,133,875,062	1,129,863,464	835,394,938	57.6
		2 維持管理 費	348,719,000	182,935,967	97,973,185	165,783,033	52.5

		3 過誤納還 付金	1,010,000	194,920	194,920	815,080	19.3
		4 公団立替 金償還	2,698,000	1,348,724	1,348,724	1,349,276	50.0
2 下水道建 設費	1 下水道建 設費	1 下水道事 業費	188,637,000	115,470,102	115,470,102	73,166,898	61.2
3 公債費	1 公債費	1 元金	985,613,000	485,767,391	486,767,391	499,845,609	49.3
		2 利子	825,319,000	415,357,191	415,357,191	409,961,809	50.3
4 予備費	1 予備費	1 予備費	530,000	0	0	530,000	0.0
6 基金積立 金	1 基金積立 金	1 基金積立 金	130,618,000	0	0	130,618,000	0.0
合 計			4,452,414,000	2,334,949,357	2,246,974,977	2,117,464,643	52.4

ア 負担金、補助金について

負担金の支出は、日本下水道協会沖縄県支部会費、日本下水道協会九州支部会費、日本下水道協会会費、流域下水道維持管理、2次処理水高度処理の負担金である。

補助金の支出は、日本下水道事業団業務運営、水洗便所改造等設置等の補助金である。

イ 資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡の支払いは、水道 - 下水道接続機器専用回線料、カメラの修理、下水道賠償責任保険料分担金等である。

概算払の支払いは、日本下水道事業団業務運営、九州・山口ブロック下水道事業災害時支援体制連絡会議、新庁舎における「水資料館」建設のための先進都市視察の補助金、普通旅費等である。

これらについて予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託の契約について

業務委託（一般管理費）については下水道の日関係他4件、（維持管理費）については公共下水道台帳整備他12件の業務委託等の契約である。

(2) 工事及び設計委託の契約について

国道330号人孔、樹調整工事（その1）他19件の工事契約である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、陳情調査用タクシー借上、OA機器賃借料他5件の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

土地（下水道管理用地 19,745.33 m²、下水道工事連絡事務所 420.36 m²、赤嶺汚水中継ポンプ場 1,260.01 m²、具志汚水中継ポンプ場 1,300.34 m²）、建物非木造（下水道汚泥中間処理場 862.83 m²、国場中継ポンプ場 506.09 m²、赤嶺汚水中継ポンプ場 270.56 m²、具志汚水中継ポンプ場 450.16 m²、倉庫 36.45 m²）について使用状況及び公有財産台帳の副本等を審査した結果、

おおむね適正に管理されているものと認めた。

(2) 基金について

水洗便所改造等資金貸付基金 140,382,000 円について、定期預金 100,000,000 円、普通預金 21,721,466 円、債権 18,661,134 円となっているが、基金額との差額 600 円は 1 1 月中に収納された督促と延滞金が普通預金に入っているためである。翌月、下水道事業特別会計の雑入に振替を行っている。これらの出納及び保管等を審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 1 7 年 1 月 1 7 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

○ 公 園 管 理 室

1 職員の配置状況

公園管理室の職員の配置状況は、次のとおりである。

(単位 : 人)

職 名 区 分	技幹兼 室長	技査	主 査	主 任 技師	主 任 主事	主事	工 長	計	定 数
課長等	1							1	1
公園管理室		2	1	2	5	1	3	1 4	1 2
計	1	2	1	2	5	1	3	1 5	1 3

定数外職員は主任主事 2 人 (過員配置) で、他に非常勤職員 6 人、臨時職員 1 4 人が配置されている。

2 主な所掌事務

都市施設管理センター公園管理室においては、公園、緑地、霊園、福州園、街路樹、真嘉比遊水地、波之上ビーチの管理に関する業務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、収入おおむね適正に執行されているものと認めた。

(1) 歳 入

(単位 : 円、 %)

科 目			予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
13使用料 及び手 数料	1 使用料	7 土木使用料	31,435,000	24,504,115	24,871,015	366,900	101.5
	2 手数料	7 土木手数料	2,000	3,000	3,000	0	100
15県支出 金	2 県補助金	7 土木費県補助金	21,428,000	9,643,000	9,643,000	0	100
16財産収 入	2 財 産 売 払 収 入	2 物品売払収 入	72,000	102,800	102,800	0	100

20諸収入	1 延滞金加 算金及び 過料	1 延滞金	1,000	0	0	0	0
	5 雑入	4 雑入	4,841,000	1,389,978	1,327,093	62,885	95.5
小 計			57,797,000	35,642,893	35,946,908	304,015	100.9

調定事務について

第15款県支出金（緊急雇用対策特別事業補助金）の収入未済額1,178万5,000円については、年度内に収入予定となっている。

第13款使用料及び手数料（公園使用料、墓地使用料、納骨堂、滞納繰越分、シャワー施設、公園占用料）、第16款は財産収入（パンフレット売払収入）、第20款の諸収入は公園内光熱水費実費徴収金、緑化推進コミュニティ助成費、公園電気料実費徴収金、公園内売店光熱水費実費徴収金（滞納繰越分）、その他（自動券売機収入）等である。（収入未済額がマイナス表示となっているが、自動券売機の調定と収納との時間的な差である。）

収入調定伺い、納付書兼調定表等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

（ 2 ） 歳 出

（単位：円、％）

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額 (差金額)	執行率
款	項	目					
8 土木費	4 港湾費	1 港湾費	24,791,000	21,828,457	21,002,957	2,962,543	88.0
	5 都市計 画費	1 都市計画 総務費	884,000	627,128	627,128	256,872	70.9
		3 街路事業 費	32,086,000	29,087,100	12,785,600	2,998,900	90.7
		6 公 園 費	299,165,000	219,411,392	141,778,278	79,753,608	73.3
合 計			356,926,000	270,954,077	176,193,963	85,971,923	75.9

イ 資金前渡、概算払の取り扱いについて

資金前渡による支払いは、公園愛護活動傷害保険（火災保険料）、福州園建物等火災保険である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（ 1 ） 業務委託契約について

業務委託契約については、福州園管理業務、識名霊園（納骨堂）管理業務、街路樹維持管理、都市公園維持管理（塵芥回収、便所、清掃等）業務、末吉公園（他 6 公園）巡回警備、漫湖公園（他 1 公園）夜間常駐及び巡回警備業務、天久公園施設管理業務、公園の樹木剪定及び草花の維持管理、真嘉比遊水地維持管理（清掃等）業務、波之上ビーチ管理運営業務、那覇市緑化センター機械警備業務等の委託事業である。

（ 2 ） 使用料及び賃借料の契約状況について

ア 使用料については、トラック、クレーン、タクシー、コピー機等の使用料である。

イ 賃借料については、業務用自動車、公園券売機の賃借である。

（ 3 ） 需用費（修繕料）の契約状況について

修繕料の契約については、識名霊園納骨堂補修工事（防水工事）である。

これらの契約事務について、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

公園等の管理について、土地（街区公園123,772.81㎡、近隣公園167,270.71㎡、地区公園105,186.10㎡、総合公園 298,858.68㎡、霊園 39,641.00㎡、都市緑地 38,416.98㎡、緑地 2,770.35㎡、残地遊休地 179.00㎡、駐車場 427.20㎡）、建物（市民体育館 10,114.00㎡、街区公園 1,175.07㎡、近隣公園1,724.13㎡、地区公園 297.20㎡、総合公園 1,731.09㎡、霊園 892.54㎡、都市緑地 69.72㎡、緑化センター1,136.58㎡）の使用状況及び公有財産台帳の副本等を審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管について、平成 1 7 年 1 月 1 3 日に備品台帳その他関係書類と現品を突合した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

○ 土 木 管 理 事 務 所

1 職員の配置状況

土木管理事務所の職員の配置状況は、次のとおりである。

（単位：人）

職名 区分	所長	技幹	技査	主任 技師	主任 主事	技師	工長	主 任 環 境 整備員	環 境 整備員	工夫	運 転 手	計	定数
課長等	1	1										2	2
維持グループ		(1)		2	1	1						4	4
補修グループ		(1)	1	2	1		3	1	5	4	3	2 0	2 0
計	1	1	1	4	2	1	3	1	5	4	3	2 6	2 6

環境整備員 1 人欠員。

定数外職員は主任主事 1 人（過員配置）、臨時職員 7 人である。

2 主な所掌事務について

土木管理事務所においては、道路の損壊調査に関すること、工事用資材の調達・検収・保管及び受け払いに関すること、道路・橋等の維持修繕及び清掃に関すること、排水路補修の設計・施行管理に関すること、下水道雨水施設の維持管理に関することに関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳出予算の執行状況について、支出負担行為書、所属別歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

（ 2 ） 歳 出

(単位：円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
6 農林水産業費	1 農 業 費	5 農 地 費	35,000	1,646	1,646	33,354	4.7
8 土木費	2 道路橋りょう費	2 道路維持費	174,048,000	133,660,500	73,283,538	40,387,500	76.8
	3 河川水路費	1 河川水路費	32,973,000	23,897,209	23,503,459	9,075,791	72.5
合 計			207,056,000	157,559,355	96,788,643	49,496,645	76.1

ア 補助金について

補助金の支出は、私道整備補助金で、私道の整備をして、地域の生活環境を促進するための助成事業である。

これについて審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

- (1) 業務委託契約については、モノレール自由通路維持管理業務、路面清掃業務(西地区、東地区)、道路側溝清掃業務、交通広場清掃業務(パレット前)、排水管清掃業務等の委託である。
- (2) 工事及び設計委託の契約状況については、松川地内排水路設計業務及び同工事等の委託である。これらについて、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6. 注意事項」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

建物(土木管理事務所 427.05㎡、ボイラー室 7.29㎡) について使用状況及び公有財産台帳の副本等を審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 17 年 1 月 14 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 注意事項

随意契約について

久米若狭線道路修繕工事(1)及び久米若狭線道路修繕工事(2)外1箇所の工事は、平成 16 年 6 月から同年 7 月にかけて同一業者と 119 万 700 円と 55 万 200 円に分割(総額 174 万 900 円)して随意契約している。

土木管理事務所の説明によると、道路側溝破損に伴う緊急工事のため、随意契約したものである。

この場合には、地方自治法施行例第 167 条の 2 第 1 項第 5 号(緊急性)を適用すべきであって、那覇市契約規則第 21 条第 1 項第 1 号(限度額 130 万円以内)の規定を適用して、随意契約したことは、意図的に分割したという疑念をもたれかねないので、条文の適用にあたってはより適正にされたい。

○ 市 営 住 宅 室

1 職員の配置状況

住宅管理課の職員の配置状況は、次のとおりである。 (単位：人)

職 名 区 分	室 長	主 幹	主 査	技 査	主 任 主 事	主 任 技 師	主事	技師	計	定 数
課 長 等	1								1	1
市営住宅室			6	3	4	1	1	3	18	19
合 計	1		6	3	4	1	1	3	19	20

主事 1 人欠員である。

定数外職員は、長期療養職員補充の職員 1 人 (臨時職員) 及び臨時職員 3 人である。

2 主な所掌事務

住宅管理室においては、市営住宅の入居及び退去に関すること、市営住宅及び附帯施設の管理に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入及び歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入 (単位：円、%)

科 目			予算現額	調 定 額	収入済額	収 入 未済額	収入率
款	項	目					
13 使用料 及び手 数料	1 使用料	7 土木使用 料	1,545,026,000	1,789,188,531	896,301,700	892,886,831	50.1
	2 手数料	7 土木手 数料	1,467,000	719,000	830,300	111,300	115.5
14 国庫支 出金	2 国庫補助金	7 土木費国 庫補助金	210,496,000	0	0	0	0.0
20 諸収入	1 延滞金加算 金及び過料	1 延滞金	4,575,000	2,935,370	3,474,090	538,720	118.4
	2 市預金利子	1 市預金利 子	50,000	0	0	0	0
	5 雑 入	4 雑 入	130,278,000	159,485,596	72,662,187	86,823,409	45.6
21 市債	1 市 債	4 土 木 費	70,500,000	0	0	0	0
合 計			1,962,392,000	1,952,328,497	973,268,277	979,060,220	49.9

ア 調定事務について

第13款使用料及び手数料 (住宅使用料、駐車場使用料、行政財産目的外使用料、証明手数料)、第20款諸収入 (延滞金、預金利子、土木費雑入) について、収入調定伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 徴収及び滞納整理事務について

第13款使用料及び手数料 (住宅使用料、駐車場使用料、行政財産目的外使用料、住宅手数料)、第

20款諸収入（延滞金、預金利子、土木費雑入）について、住宅使用料滞納明細簿及び滞納整理票等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めたが、「6．要望事項」で述べたことについて、要望する。

(2) 歳 出

(単位：円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
2 総務費	1 総務管理費	11 過誤納還付金	50,000	0	0	50,000	0
8 土木費	6 住宅費	1 住宅管理費	640,157,000	337,320,863	286,203,141	302,836,137	52.7
合 計			640,207,000	337,320,863	286,203,141	302,886,137	52.7

ア 負担金について（住宅管理費）

負担金の支出は、公営住宅管理研修会及び公営住宅管理担当国会議（出席）の負担金である。

これについて審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、郵便局口座振替手数料、安謝市営住宅電気量（ちゃーがんじゅう課按分）、公営住宅管理担当国会議負担金等である。

概算払による支払いは、公営住宅管理研修会出席、公営住宅管理担当国会議出席に伴う旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約については、訴訟業務委託（弁護士委託は未契約）、市営住宅使用料等徴収業務委託、高架水槽及び受水槽清掃委託、市営住宅敷地内草刈清掃及び排水溝清掃業務委託、若狭外 3 市営住宅昇降機保守業務委託、安謝第一・小禄市営住宅昇降機保守業務、安謝複合施設消防設備保守点検（ちゃーがんじゅう課と按分払）、若狭外 9 市営住宅集合監視装置警備業務委託等の契約である。

(2) 工事請負契約について

工事請負契約については、石嶺市営住宅電気設備改修工事（A、B 工区）、宇栄原市営住宅電気設備改修工事（A、B 工区）、真地・壺川市営住宅隔測メーター改修工事等の契約である。

(3) 使用料及び賃借料の契約状況について

使用料及び賃借料の契約状況については、県有土地賃貸借契約（久場川市営住宅）、所有者不明土地賃貸借契約（田原市営住宅）、汀良等市営住宅土地賃貸借契約、国有財産有償貸付契約（壺川市営住宅）等の契約である。

(4) 需用費（修繕料）の契約状況について

需用費（修繕料）の契約状況については、石嶺市営住宅 1 2 棟・2 2 棟、大名市営住宅 1 2 棟ベランダ鉄骨補強工事、大名市営住宅 1 0 棟外壁剥離（2 件）等の修繕である。

これらの契約事務について、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

市営住宅の土地（行政財産 158 筆 451,078.16m²、普通財産 4 筆 12.03m²）、建物（市営住宅 21 4棟348,414.74m²）について、若松、大名、樋川市営住宅の現場調査（抽出）を含めて、使用状況を

公有財産台帳の副本や空家待ち応募状況表等により審査した結果、「6 注意事項」で述べたこと以外は、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成17年 1 月17日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 注意、要望事項

(1) 市営住宅の増改築について (注意事項)

若松市営住宅及び樋川市営住宅の実地調査において、ベランダを部屋に増改築している箇所が散見された。更に若狭市営住宅については、市民より通報があったとのことだが、他の市営住宅同様に調査資料がなく実情が把握されていない。

平成 13 年度消防設備点検において、若松市営住宅が消防法に適合していない旨の指摘を受け、文書で入居者に注意を求めたが、改善措置はとられていない。

また、那覇市営住宅条例第 28 条 (模様替又は増築の制限) において、市長の承認を得た場合以外の増築は禁止されており、許可した事例はない。

消防設備や出火の際の避難路に不備がある状態で、もしも火災が起こったら、取り返しが付かないことになる恐れがあるので、市営住宅の実情の把握に努めるとともに、市民の生命、財産の保護の立場より建物の適正な管理に努められたい。

(2) 未収金について (要望事項)

2003 年度以前の家賃滞納繰越額は 2 億 7,660 万 7,931 円となり、多額である。そのうち、5 年以上の滞納繰越額は 1 億 340 万 7,946 円 (滞納総額の 37.4%) である。

これについては、滞納者数を把握できないこと、時効中断の法的手続きが不十分なこと等の問題点はあるが、職員 3 人を配置し督促状・催告書の発送、滞納個票の作成、委託徴収員 (4 人) の活用、高額滞納者の早期整理、更に市営住宅室全員動員による臨戸徴収の努力を行い、収納率が徐々に向上していることは評価できる。

今後とも重点目標を整理し、計画的な催告、滞納個票への記載項目の検討を行い、なお一層の徴収率向上を目指してもらいたい。

○ 道 路 建 設 課

1 職員の配置状況

職員の配置状況は、次のとおりである。

(単位：人)

職 名 区 分	課長	主幹	技幹	主査	技査	主任 主事	主任 技師	主事	技師	計	定数
課長等	1	1	1							3	3
道路建設課				5	10	12	12	0	4	43	43
計	1	1	1	5	10	12	12	0	4	46	46

主査 1 人、技査 1 人が過員、主任主事 1 人、主任技師 1 人が欠員である。

臨時職員は 4 人である。

2 主な所掌事務

道路建設課においては、都市計画街路事業の施行計画・補助金・工事の設計及び施工監理、道路・橋等の新設・改良・改修等のための調査・計画及び工事、道路の災害復旧事業に係る設計及び施工監

理、用地（公園等の用地を除く）の取得及び補償、補償基準の調整及び整備、土地の収用に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めたが、「6 注意・留意事項」で述べたことについて留意されたい。

なお、歳入歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳入

(単位：円、%)

科 目			予算現額	調 定 額	収入済額	収 入 未済額	収入 率
款	項	目					
11交通安全 対策特別交 付金	1 交通安全 対策特別交 付金	1 交通安全対 策特別交付金	47,000,000	28,096,000	28,096,000	0	100
14国庫支出 金	2 国庫補助 金	7 土木費国庫 補助金	3,198,000,000	320,000,000	0	320,000,000	0
21市 債	1 市 債	7 土 木 債	467,800,000	0	0	0	0
小 計			3,712,800,000	348,096,000	28,096,000	320,000,000	8.1
繰 越 明 許 費							
14国庫支出 金	2 国庫補助 金	7 土木費国庫 補助金	1,441,190,784	1,441,190,786	228,823,710	1,212,367,076	15.9
15県支出金	1 県負担金	7 土木費県負 担金	43,649,000	0	0	0	0
21市 債	1 市 債	7 土 木 債	184,100,000	0	0	0	0
小 計			1,668,939,784	1,441,190,786	228,823,710	1,212,367,076	15.9
合 計			5,381,739,784	1,789,286,786	256,919,710	1,532,367,076	14.4

調定事務について

収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(単位：円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行 率
款	項	目					
6農林水 産業費	1 農 業 費	5 農 地 費	12,029,000	0	0	12,029,000	0
8 土木費	2 道路橋り よう費	1 道路橋りよ う総務費	477,000	308,755	308,755	168,245	64.7
		2 道路維持費	80,000,000	18,975,008	16,497,008	61,024,992	23.7
		3 道路新設改 良費	543,903,000	126,343,718	33,876,304	417,559,282	23.2

		4 交通安全施設整備費	48,000,000	32,550,000	13,020,000	15,450,000	67.8
		6 橋りょう新設改良費	800,000	0	0	800,000	0
	5 都市計画費	1 都市計画総務費	75,000	75,000	75,000	0	100
		3 街路事業費	3,427,539,000	875,409,886	481,482,940	2,552,129,114	25.5
小 計			4,112,823,000	1,053,662,367	545,260,007	3,059,160,633	25.6
繰 越 明 許 費							
8 土木費	2 道路橋りょう費	3 道路新設改良費	185,509,779	142,253,168	71,280,334	43,256,611	76.7
		6 橋りょう新設改良費	759,958	759,958	0	0	100
	5 都市計画費	3 街路事業費	1,717,928,018	1,441,014,346	888,670,103	276,913,672	83.9
小 計			1,904,197,755	1,584,027,472	959,950,437	320,170,283	83.2
合 計			6,017,020,755	2,637,689,839	1,505,210,444	3,379,330,916	43.8

ア 負担金について

負担金の支出は、道路整備促進期成同盟会沖縄県地方連絡協議会、沖縄地区官公署等登記事件処理対策協議会、沖縄地区用地対策連絡会、全国街路事業促進協議会、歴史的地区環境整備街路事業推進協議会（以上団体負担金）、積算講習会に対する出席負担金である。

イ 資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、全国街路事業促進協議会会費、歴史的地区環境整備街路事業推進協議会会費（以上出席負担金）、第 1 回那覇市公共事業評価監視委員会の委員報酬等である。

概算払による支払いは、道路整備の促進を求める全国大会への参加及び資料収集、地権者との用地補償交渉等の出張旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されてるものと認めた。

4 契約事務の状況

（１）業務委託契約及び設計工事等委託契約について

業務委託契約については、石嶺線用地買収に伴う測量・分筆業務（その１）、牧志壺屋線用地買収に伴う測量・分筆業務（その１）、鳥堀 1 2 号（那覇区間）用地買収に伴う測量・分筆業務（その１）、街路用地清掃業務等である。

設計工事等委託契約については、石嶺福祉センター線街路事業に伴う補償物件算定業務、金城西線詳細設計業務、石嶺福祉センター線（１）及び（２）電線共同構詳細設計業務、小禄赤嶺線実施設計業務等（以上現年度分）、石嶺線（２）街路事業に伴う補償物件調査算定業務、牧志壺屋線街路事業に伴う補償物件算定業務、金城西線地質調査業務、石嶺線道路設計業務等（以上繰越分）である。

（２）工事請負の契約状況

工事請負契約については、久米 2 4 号道路改良工事（その１）、石嶺線（２）街路工事（第 8 工区）、長田中央線道路改良工事（その１）、石嶺福祉センター線街路工事（第 4 工区）等（以上現

年度分)、壺屋牧志線(平和通り)道路改良工事(その1)、崇元寺橋護岸工事(その1)、石嶺福祉センター線街路工事(第3工区)、壺屋牧志線(平和通り)歩道改良工事、壺屋牧志線(平和通り)道路改良工事(その1)等(以上繰越分)である。

(3) 使用料及び賃借料の状況

使用料及び賃借料については、三次元実測システム賃借料、パソコン賃借料、タクシー使用料等である。

(4) 修繕料の契約状況

修繕料については、備品の修繕である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 注意・留意事項」中、(1)で示した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成17年1月17日に備品台帳、その他関係書類等と現品を突合した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 注意・留意事項

(1) 随意契約について(注意事項)

末吉内間線排水工事(その1)から(その6)まで6件の工事は、平成16年6月から同年9月にかけて同一業者と357,000円から399,000円の範囲内(契約総額2,289,000円)で6工区に分割して随意契約している。予想外の集中豪雨により既設雨水管オーバーフローにより近隣住宅への床上浸水が発生したので、現場近くの同業者(本市登録業者)と、より口径の大きい管への取替え工事を緊急性があるとして随意契約したものである。この場合には、自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急性)の規定を適用すべきであって、那覇市契約規則第21条第1項第1号(限度額130万円以内)の規定を適用して随意契約したことは意図的に分割したという疑念を持たれかねないので条文適用に当たっては適正にされたい。

(2) 国県補助金の早期確保について(留意事項)

そのことは、道路管理室の「6 留意事項 国県補助金の早期確保について」と共通留意事項である。

○ 下水道建設課

1 職員の配置状況

職員の配置状況は、次のとおりである。

(単位:人)

職 名 区 分	課 長	技 幹	技 査	主 任 技 師	主 任 主 事	技 師	計	定 数
課 長 等	1	1					2	2
下水道建設課			8	10	1	4	23	24
計	1	1	8	10	1	4	25	26

技査2人過員、主任技師3人欠員(うち1人死亡)である。

臨時職員は欠員対応1人、その他1人である。

2 主な所掌事務

下水道建設課においては、下水道の事業計画及び認可申請、設計及び施行監理、都市下水路の指定及び設計・施工管理、排水路改良工事の設計・施工管理、再生水事業の施設の設計及び施工管理に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入 (下水道事業特別会計)

(単位 : 円、%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収 入 未済額	収入率
款	項	目					
2 国庫支 出金	1 国庫補 助金	2 下水道建 設費国庫補 助金	996,000,000	927,000,000	200,040,000	726,960,000	21.6
繰 越 明 許 費							
2 国庫支 出金	1 国庫補 助金	2 下水道建 設費国庫補 助金	307,705,000	307,705,000	117,827,500	189,877,500	38.3
合 計			1,303,705,000	1,234,705,000	317,867,500	916,837,500	25.7

調定事務について

収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出 (下水道事業特別会計)

(単位 : 円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行 率
款	項	目					
2 下水道 建設費	1 下水道 建設費	1 下水道 事業費	1,962,926,000	1,688,986,643	560,125,627	273,939,357	86.0
繰 越 明 許 費							
2 下水道 建設費	1 下水道 建設費	1 下水道 事業費	512,841,500	510,714,500	302,864,500	2,127,000	99.6
合 計			2,475,767,500	2,199,701,143	862,990,127	276,066,357	88.8

ア 負担金について

負担金の支出は、沖縄県に対する流域下水道建設負担金と下水道研究発表会、下水道用設計積算要領説明会への参加負担金である。

これらについて審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

イ 概算払の取り扱いについて

概算払による支払いは、第 4 1 回下水道研究発表会、第 3 0 回九州地区下水道用積算施工基準適正化会議、下水道用設計積算要領説明会、上下水道統合における先進地視察に伴う旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、適正に処理されているものと認めた

4 契約事務の状況

(1) 工事設計委託契約について

工事設計委託契約については、首里山川地内公共下水道設計業務、首里山川地内公共下水道設計業務 (その 2)、小禄地内公共下水道設計業務 (その 1)、首里金城地内公共下水道設計業務等 (以上現年度分)、古波蔵地内公共下水道設計業務、牧志地内公共下水道設計業務、首里山川地内

公共下水道設計業務等(以上繰越分)である。

(2) 工事請負契約について

工事請負契約については、16 工区識名地内公共下水道工事、7 工区小禄地内公共下水道工事、8 工区首里寒川地内公共下水道工事、5 工区真嘉比地内公共下水道工事等(以上現年度分)、7 工区新都心地内公共下水道工事、12 工区真地地内公共下水道工事、8 工区新都心地内公共下水道工事、25 工区識名地内公共下水道工事等(以上繰越分)である

(3) 使用料及び賃借料の状況について

使用料及び賃借料については、パソコン賃借料、業務用自動車賃借料等である。

(4) 修繕料の状況について

修繕料については、備品等の修繕である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 是正・指摘事項」中、(1)で示した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 17 年 1 月 11 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 是正・指摘事項

(1) 指名競争入札について(是正事項)

(入札・契約事務は、下水道管理室)

平成 16 年度公共下水道カメラ調査業務委託(その 1: 契約済額 1,354 万 5,000 円)と(その 2: 契約済額 1,365 万円)の入札・契約事務について、次のとおり 3 点不適切な処理が見受けられた。1 つ目は、事務分掌規則上、入札及び契約業務は契約検査室の所管となっているが、下水道管理室において入札・契約事務を行ったこと。2 つ目は、内部規定で予定価格の事前公表をすようになっているがそれを怠ったため、予定価格を超える入札があった。その結果、再入札となり業務の効率性を損ねたこと。3 つ目は、那覇市契約規則第 20 条第 1 項により原則として 5 社以上の業者を指名して行うことになっているが、今回の 2 件の入札は、指名業者 6 社のうち 2 社については、本市の入札参加資格登録業者(委託業務)として登録されていないので指名が出来ないにもかかわらず入札に参加させている。その 2 社を指名した合理的な理由が見出せない。

その結果として、その 2 社が落札することになったことから入札に参加させたことは好ましくなかった。

今後の入札・契約業務にあっては、法令等に基づいた適正な手続きを遵守することにより、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の未然防止を図るよう是正されたい。

(2) 事故防止の徹底について(指摘事項)

「9 工区仲井真地内公共下水道工事」の現場において、平成 16 年 12 月 6 日に土砂崩落により死亡事故が発生した。最終的な事故原因は、警察、労働基準監督署により現在調査中とのことであるが、掘削面の土留め工法に当たり、施工業者が発注者の指示どおりに施工しなかったことに原因があるとの説明であった。

事故後の緊急対策として、建設管理部所属の全課へ安全施工徹底指導の指示、当該課発注工事の現場代理人全員を集め安全施工、現場点検及び作業員への指導徹底を指示したとのことである。また、今後の対応としては、安全施工対策委員会を設置して、安全パトロールを更に強化していくとのことであった。

本市では、工事事務及び施工が適正に行われているかどうか主眼を置いて技術力の向上と安全確保のため工事監査を毎年実施しているにも関わらず、このような痛ましい事故が発生したことは誠に遺憾である。今後は、従来以上に工事現場毎に危険を想定したリスク管理の徹底、

漫然と施工管理をするのではなく、施工工程に従って安全パトロールを適宜実施するなどして、安全施工の指導徹底を図り、二度と痛ましい事故が発生しないよう改善されたい。

○ 花 と み ど り 課

1 職員の配置状況

花とみどり課の職員配置状況は、次のとおりである。

(単位 : 人)

職 名 区 分	課 長	技 幹	主 査	技 査	主 任 主 事	主 任 技 査	技 師	合計	定数
課 長 等	1	1						2	2
花とみどり課			4	2	8	8	3	25	25
合 計	1	1	4	2	8	8	3	27	27

定数外職員は、非常勤職員 6 人、臨時職員 2 人である。

2 主な所掌事務

花とみどり課においては、公園、緑地及び霊園の事業計画、設計、施行管理及び補助事業認可申請に関すること、緑化に関すること、公園等の用地の取得及び補償に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めたが「 6 留意事項」で述べたことについて留意されたい。

なお、歳入、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(単位 : 円、 %)

科 目			予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収入率
款	項	目					
13 使用料 及び手数料 料	1 使用料	3 土 木 使 用 料	0	1,215,311	1,215,311	0	100.0
14 国庫支 出金	2 国庫補 助金	7 土木費国 庫補助金	843,000,000	790,942,000	0	790,942,000	0.0
21 市債	1 市債	7 土木 債	623,000,000	0	0	0	0.0
小 計			1,466,000,000	792,157,311	1,215,311	790,942,000	0.2
繰 越 明 許 費							
14 国庫支 出金	2 国庫補 助金	7 土木費国 庫補助金	563,741,042	563,741,042	174,667,525	389,073,517	31.0
21 市債	1 市債	7 土木債	396,000,000	0	0	0	0.0
小 計			959,741,042	563,741,042	174,667,525	389,073,517	31.0
合 計			2,425,741,042	1,355,898,353	175,882,836	1,180,015,517	13.0

調定事務について

第 1 3 款使用料及び手数料 (公園予定地使用料)、第 1 4 款国庫支出金 (都市公園整備事業、防衛施設周辺民生安定施設整備事業、住宅宅地関連公共施設整備事業、まちづくり総合支援事業費補助金、特

定防衛施設周辺整備調整交付金)については、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

なお、繰越明許の第 2 1 款市債(土木債)については、事業執行中で、調定事務はなされていないが予算見積書及び国庫補助申請書等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(単位 : 円、 %)

科 目			予 算 現 額	支 出 負 担 行 為 額	支 出 済 額	予 算 残 額	執 行 率
款	項	目					
8 土木 費	5 都市計 画費	6 公園 費	1,715,887,000	752,778,475	231,508,150	963,108,525	43.9
小 計			1,715,887,000	752,778,475	231,508,150	963,108,525	43.9
繰 越 明 許 費							
8 土木 費	5 都市計 画費	6 公園 費	1,095,290,084	1,013,276,316	659,717,253	82,013,768	92.5
小 計			1,095,290,084	1,013,276,316	659,717,253	82,013,768	92.5
合 計			2,811,177,084	1,766,054,791	891,225,403	1,045,122,293	62.8

ア 負担金、補助金について

負担金の支出は、日本公園緑地協会、全国都市公園整備促進協議会、日本造園修景協会、沖縄県緑化推進委員会、経済調査会(積算講習会)、全国ハーブサミット連絡協議会等への負担金で、補助金については、那覇市屋上緑化助成金、那覇市街かど花壇整備助成金、ハーブの日記念イベントへの助成である。

なお、真嘉比中央公園管理者負担金、各種緑化講習会及び補助事業説明会等については、これからの事業執行予定である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡による支払いは団体負担金として、全国都市公園整備促進協議会、日本造園修景協会、住宅市街地盤整備事業研修会、全国ハーブサミット連絡協議会、積算講習会の負担金等で、普通旅費として、鋼橋竣工検査、第 2 4 回緑の都市賞受賞式出席、沖縄都市緑化祭出席、用地職員実務研修、住宅基盤整備事業等への旅費である。

また、報償費として、那覇市緑化センター講座の講師謝礼金が 8 件、ハーブ講習会の講師謝礼金 2 件がある。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、森口公園、大石公園、末吉公園、緑ヶ丘公園、宇栄原公園、識名公園等の用地買収に伴う調査測量委託、公園整備事業に伴う補償物件調査算定委託、公園磁気探査委託、天久公園中央広場グランドオープンセレモニー会場設営委託、公園基本設計委託、機械警備業務委託、出土人骨の整理・復元・鑑定依頼、公園リノベーション設計委託、ちょうちょガーデン管理委託、花壇花卉植栽維持管理委託事業等である。

(2) 工事及び設計委託契約について

松尾公園整備工事(土木)他 1 6 件、崎山公園整備工事(建築・設備)他 1 件、天久公園整備事業(植栽)、大石公園実施設計業務委託等他 8 件である。

繰越明許における工事及び設計委託契約は城岳公園整備工事（土木）、五月公園整備工事（電気・植栽）及び天久公園実施設計業務等が 11 月末現在未執行となっている。

（３）使用料及び賃借料の契約について

ア 使用料については、複写機カウンター使用料（２台）、タクシー使用料等の契約である。

イ 賃借料については、業務用自動車（２台）、パソコン（５台）、土木積算システム、資料室、緑ヶ丘公園仮設事務所、城岳公園仮設事務所、その他 27 件の賃借料である。

繰越分の未執行として、11 月末現在タクシー使用料 1 件 100,000 円がある。

（４）修繕料（備品）の契約について

修繕料の契約については、11 月末現在未執行である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

５ 財産の管理状況

（１）公園用地について

公園用地として、大石公園他 6 公園（4,080.01 ㎡）が整備事業中である。

那覇市久米 2 - 100 - 5 番地に駐車場として 419.00 ㎡の普通財産があり、久米崇聖会の土地と相互使用貸借に関する契約を締結している。

（２）物品について

物品の出納及び保管等について、平成 17 年 1 月 13 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

６ 指摘・留意事項

（１）那覇埠頭前緑地の不法占拠について（指摘事項）

那覇埠頭前緑地の 2,200.6 ㎡不法占拠については、これまでも決算審査や定期監査等で指摘がなされたところである。昭和 34 年に違反建築の撤去勧告、平成元年には不法占拠の立ち退き勧告、増改築禁止勧告、平成 12 年には公園用地看板設置等を実施した。不法占拠問題解決のため、国、県への新規事業採択要望も行ったが採択にはいたっていない。このままの状況では那覇埠頭前緑地の占拠問題解決には進展が見られない。

なお、平成 19 年度以降に事業化を図る予定になっているが、新規事業としての国、県の採択が不確定であるので、今後の対応として、早めに占拠者の資産状況、課税の調査、確認等の整理が必要で法的措置をとるべきである。

（２）国県補助金の早期確保について（留意事項）

そのことは、道路管理室の「6 留意事項国県補助金の早期確保について」と共通留意事項である。

○ 建築工事課

１ 職員の配置状況

建築工事課の職員配置状況は、次のとおりである。

（単位：人）

職名 区分	課長	技幹	主査	技査	主任 技師	主事	技師	合計	定数
課長等	1	3						4	4
建築工事課		(1)	1	8	8	1	8	26	26
合計	1	3	1	8	8	1	8	30	30

定数外職員は、臨時職員 3 人である。

2 主な所掌事務

建築工事課においては、住宅対策に関すること（繁多川公営住宅建設事業）、住環境整備事業に関すること（住宅騒音防止対策事業）、市営住宅その他市建築物の建設に関すること（久場川市営住宅建替事業、石嶺市営住宅建替事業）、市建築物及び施設の営繕に関すること（他課依頼による市建築物等の建設・営繕の工事・設計等業務）、予算及び補助申請に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めたが「6 留意事項」で述べたことについて留意されたい。

なお、歳入、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(単位 : 円、 %)

科 目			予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収入率
款	項	目					
14 国庫支出金	2 国庫補助金	3 衛生費 国庫補助金	34,342,000	0	0	0	0.0
		7 土木費 国庫補助金	1,345,558,000	0	0	0	0.0
20 諸収入	5 雑入	4 雑入	4,552,000	784,000	784,000	0	100.0
21 市債	1 市債	7 土木債	519,300,000	0	0	0	0.0
小 計			1,903,752,000	784,000	784,000	0	100.0
繰 越 明 許 費							
14 国庫支出金	2 国庫補助金	7 土木費 国庫補助金	72,648,000	58,809,000	0	58,809,000	0.0
21 市債	1 市債	7 土木債	24,200,000	0	0	0	0.0
小 計			96,848,000	58,809,000	0	58,809,000	0.0
合 計			2,000,600,000	59,593,000	784,000	58,809,000	1.3

調定事務について

第 20 款諸収入（住宅騒音防止工事住民負担金）について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

なお、第 14 款国庫支出金の第 3 目衛生費国庫補助金（住宅騒音防止対策事業）、第 7 目土木費国庫補助金（まちづくり構想策定事業・繁多川公営住宅建設事業・市営住宅建替事業）、第 21 款市債の第 7 目土木債（繁多川公営住宅建設事業債・市営住宅建替事業債）について、調定事務はなされていないが、予算見積書（起債事業ヒアリング資料）及び国庫補助申請書等を審査した結果、おおむね適性に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(単位 : 円、 %)

科 目			予 算 現 額	支 出 負 担 行 為 額	支 出 済 額	予 算 残 額	執行率
款	項	目					
4 衛生費	1 保健衛生費	4 環境衛生費	41,171,000	3,227,763	3,227,763	37,943,237	7.8
8 土木費	1 土木管理費	1 土木総務費	2,624,000	1,553,620	1,553,620	1,070,380	59.2
	5 都市計画費	1 都市計画総務費	9,443,000	8,387,889	92,889	1,055,111	88.8
	6 住宅費	1 住宅管理費	18,000	18,000	18,000	0	100.0
		2 住宅建設費	1,887,290,000	1,528,264,150	1,194,514,360	359,025,850	81.0
小 計			1,904,546,000	1,541,451,422	1,199,406,632	399,094,578	79.4
繰 越 明 許 費							
8 土木費	6 住宅費	2 住宅建設費	96,864,000	96,864,000	94,521,000	0	100.0
合 計			2,037,410,000	1,638,315,422	1,293,927,632	399,094,578	80.0

ア 負担金について (環境衛生費、土木総務費、住宅管理費、住宅建設費)

負担金の支出は、財団法人日本住宅協会に対する団体負担金及び研修会・国土交通省作成の施設の新営予算要求単価資料の説明会への出席負担金で、補助金の支出は住宅騒音防止対策事業に対する補助金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、書籍購入費、平成 17 年度新営予算単価説明会出席負担金、公営住宅整備事業担当者出席負担金、モノレールプリペイドカード購入費等である。

概算払による支払いは、平成 17 年度予算要求説明会出席旅費、平成 17 年度予算要求ヒアリング出席旅費、公営住宅整備事業担当者研修会や出席旅費等である。

これらについて、予算執行同等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、繁多川公営住宅建設工事業 (工事請負、工事管理委託)、石嶺市営住宅建替事業 (石嶺市営住宅再生団地計画調査業務、用地測量)、久場川市営住宅建替事業 (基本設計、第一期実施設計及び土質調査)、まちづくり構想策定事業 (奥武山野球場整備に伴う実施計画調査)、住宅騒音防止対策事業 (那覇空港周辺防音工事、設置済空調機器等機能回復工事) の委託契約である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託契約については、繁多川公営住宅建設工事の建築、電気、機械、ガス設備、昇降機、土木、太陽光発電、外構・機械等である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、印刷機賃借使用料、複写機使用料、タクシー使用料、業務用車両リース、土木工事積算システム、その他 7 件等の契約である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、OA 機器修理修繕の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

市営住宅用地 { (那覇市繁多川) (15,654.24 m²) }、区画整理関連用地 { (那覇市字銘苅) (241.76 m²) } については、公有財産台帳の副本等を審査した結果良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 17 年 1 月 14 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 留意事項

国県補助事業金の早期確保について

そのことは、道路管理室の「 6 留意事項国庫補助金の早期確保について」と共通留意事項である。